二　登録申請者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあっては、その法定代理人（法定代理人が法人である場合にあっては、その役員）を含む。以下この号及び次項において同じ。）が個人である場合においては、次に掲げる書類

イ　登録申請者が、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者に該当しない旨の証明書若しくはこれに代わる書面

ロ　登録申請者が、民法の一部を改正する法律附則第三条第一項及び第二項の規定により成年被後見人及び被保佐人とみなされる者並びに破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者に該当しない旨の証明書若しくはこれに代わる書面

ハ　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人が法人である場合においては、その法定代理人の登記事項証明書又はこれに準ずるもの

ニ　第五号様式による財産に関する調書

ホ　第十四号様式による法第四十九条第一項第一号から第七号まで及び第九号から第十一号までのいずれにも該当しないことを誓約する書面

ヘ　前号ヘに掲げる書類

2　観光庁長官は、登録申請者（個人である場合に限る。）に係る機構保存本人確認情報のうち住民票コード以外のものについて、住民基本台帳法第三十条の九の規定によるその提供を受けることができないときは、その者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。

第二十九条　法第四十九条第一項第六号の国土交通省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　法第六十二条第一項各号又は第六十三条第一項各号のいずれかに該当するとして登録の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に法第五十二条第一項第四号又は第五号の規定による届出をした者（解散又は住宅宿泊仲介業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で当該届出の日から五年を経過しないもの

二　前号の期間内に法第五十二条第一項第二号、第四号又は第五号の規定による届出をした法人（合併、解散又は住宅宿泊仲介業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員であった者であって、前号に規定する通知があった日前三十日に当たる日から当該法人の合併、解散又は廃止の日までの間にその地位にあったもので当該届出の日から五年を経過しないもの

三　法第五十八条各号に掲げる行為をしている者

（住宅宿泊仲介業を遂行するために必要と認められる財産的基礎）

第三十条　法第四十九条第一項第十号の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一　負債の合計額が資産の合計額を超えないこと。

二　支払不能に陥っていないこと。

（住宅宿泊仲介業を的確に遂行するための必要な体制が整備されていない者）

第三十一条　法第四十九条第一項第十一号の国土交通省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　業務の執行が法令に適合することを確保するための必要な体制が整備されていると認められない者

二　宿泊者又は住宅宿泊事業者からの苦情、問合せ等に迅速かつ適切に対応するための必要な体制が整備されていると認められない者

三　契約締結の年月日、契約の相手方その他の宿泊者又は住宅宿泊事業者と締結した契約の内容に係る重要な事項についての明確な記録又は関係書類の保管を行うための必要な体制が整備されていると認められない者

（登録事項の変更の届出）

第三十二条　住宅宿泊仲介業者は、法第五十条第一項の規定による届出をしようとするときは、観光庁長官に、第十五号様式による登録事項変更届出書を提出しなければならない。

2　変更に係る事項が法人の役員の氏名であるときは、前項の登録事項変更届出書に当該役員に関する第二十八条第一項第一号ハ及びニに掲げる書類並びに当該役員が法第四十九条第一項第八号に該当しないことを誓約する書面を添付しなければならない。

（廃業等の届出）

第三十三条　住宅宿泊仲介業者は、法第五十二条第一項の規定による届出をしようとするときは、観光庁長官に、第十六号様式による廃業等届出書を提出しなければならない。

（住宅宿泊仲介業約款の届出）

第三十四条　法第五十五条第一項の規定による届出をしようとする者は、当該住宅宿泊仲介業約款の実施予定期日の三十日前までに、次に掲げる事項を記載した住宅宿泊仲介業約款設定（変更）届出書を観光庁長官に提出しなければならない。

一　商号、名称又は氏名及び住所

二　登録年月日及び登録番号

三　設定又は変更をしようとする住宅宿泊仲介業約款（変更の場合にあっては、新旧の対照を明示すること。）

四　実施予定期日

（住宅宿泊仲介業約款の記載事項）

第三十五条　住宅宿泊仲介業約款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　住宅宿泊仲介業務に関する料金その他の宿泊者との取引に係る金銭の収受に関する事項

二　契約の変更及び解除に関する事項

三　責任及び免責に関する事項

四　その他住宅宿泊仲介業約款の内容として必要な事項

（住宅宿泊仲介業約款の公示の方法）

第三十六条　法第五十五条第四項の規定による住宅宿泊仲介業約款の公示は、継続して、次に掲げるいずれかの方法により行わなければならない。

一　営業所又は事務所における掲示

二　インターネットによる公開

（住宅宿泊仲介業務に関する料金の制定基準）

第三十七条　法第五十六条第一項の国土交通省令で定める基準は、住宅宿泊仲介業務に関する料金が契約の種類及び内容に応じて定率、定額その他の方法により定められ、宿泊者及び住宅宿泊事業者にとって明確であることとする。

（住宅宿泊仲介業務に関する料金の公示の方法）

第三十八条　法第五十六条第一項の規定による住宅宿泊仲介業務に関する料金の公示は、継続して、次に掲げるいずれかの方法により行わなければならない。

一　営業所又は事務所における掲示

二　インターネットによる公開

（禁止行為）

第三十九条　法第五十八条第四号の国土交通省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一　宿泊者に対し、特定のサービスの提供を受けること又は特定の物品を購入することを強要する行為

二　宿泊のサービスを提供する者と取引を行う際に、当該者が法第三条第一項の届出をした者であるかどうかの確認を怠る行為